

運営規程

医療法人社団葵会
介護老人保健施設 葵の園・柏

介護老人保健施設「葵の園・柏」 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保健施設「葵の園・柏」（以下、「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）の規程によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保険施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 四 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持・向上を目指し理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。リハビリテーションの観点からリハビリテーション会議を開催し利用者の生活に着目した目標、計画を管理・共有できるよう努める。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1・2の状態等になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を目指し、できる限り自立した日常生活を送れるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。リハビリテーションの観点からリハビリテーション会議を開催し利用者の生活に着目した目標、計画を管理・共有できるよう努める。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援1・2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した日常生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護	通所リハビリテーション	職 務	備 考 (兼務等の状況)
	基準上	基準上		
管理者	1		施設・職員及び業務の管理	
医師	1		利用者の健康管理	管理者と兼務
薬剤師	委託		薬の調剤	(委託先) やばしら薬局
看護職員	10以上		利用者の看護	
介護職員	24以上	2以上	利用者の介護	
支援相談員	1以上		利用者・家族への相談援助	
PT・OT	1以上	1以上	機能回復訓練の実施	
ST				
栄養士	1以上		利用者の栄養管理	
介護支援専門員	1以上		施設サービス計画の策定	
調理員	委託		入所者の食事調理	
事務職員	1以上		事務全般	
その他職員			送迎車運転手、施設清掃員	
合 計	44以上	3以上		

非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス 100名 (内、認知症専門棟 0名)
- (2) 指定通所リハビリテーション 40名 (介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス
- (4) 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - 六 送迎サービス
- (5) 介護予防通所リハビリテーション
前号に定めるサービス

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3. 前2項のほか、利用者が負担することが適當と認められる費用は別表1・2のとおりとする。
4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記入・押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 7時30分から
- 二 昼食 午後12時00分から
- 三 夕食 午後 6時00分から

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始は除く。(12月31日より1月3日まで)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(サービス提供時間：午前9時45分から午後4時15分まで)
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第11条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、柏市及び施設から半径10km以内の区域とする。

2. 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、柏市及び施設から半径10km以内の区域とする。

第7章 サービス利用上の留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に勤めるものとする。
(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合には所定の手続きにより施設に届出るものとする。
(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について衛生的に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医薬品危機の管理を適正に行うものとする。

- 二 施設において、感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症または、食中毒の予防及び蔓延の防止のためのマニュアル(別紙)を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
- 三 感染症、及び食中毒の蔓延防止のための対策委員会を設置する。
開催はおおむね3か月1回以上実施するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
- 四 職員に対し感染症または、食中毒の予防、蔓延防止のための研修を実施する。
- 五 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 四 定期的に鼠等の駆除を行う。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

- 第16条 消防法施工規則第3条に規定する消防法及び風災害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 一 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
 - 二 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第17条 施設職員に対して施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第19条 施設は、別に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- 二 虐待防止のための指針の整備を図る。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を設置する。

(身体拘束)

- 第21条 施設は保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

- 第22条 施設は、職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組む。
- 一 ハラスメント対策に関する担当者を選定する。
 - 二 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しない。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(およぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記の内容は、当該法人職員、取引事業者の方、ご利用者様及びそのご家族様等が対象となります。
 - 三 ハラスメントの事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議などにより同事案が発生しないための再発防止策に努める。
 - 四 ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施するとともに、ハラスメントの発生状況の把握に努めます。
 - 五 ハラスメントと判断された場合には、その行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第23条 施設は、感染症や非常災害時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下、「業務改善計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講ずるものとする。
- 二 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 三 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する物その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会

(協力病院)

第25条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 医療法人社団葵会 千葉・柏リハビリテーション病院
診療科目 内科、精神科、神経科、心療内科、リハビリテーション科
所在地 千葉県柏市大井2651
- 二 協力病院名 医療法人社団葵会 柏たなか病院
診療科目 内科、糖尿病内科、内分泌内科、呼吸器内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、消化器科、循環器科、麻酔科、肛門科、リハビリテーション科、放射線科、人工透析、人間ドック、各種健康診断
所在地 千葉県柏市小青田70番地1東65街区1
- 三 協力歯科名 アビコデンタルオフィス
診療科目 歯科
所在地 千葉県我孫子市天王台1-5-1

(会計の区分)

第26条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
この規程は、平成15年11月19日から改正施行する。
この規程は、平成16年 2月 1日から改正施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日から改正施行する。
この規程は、平成16年11月 1日から改正施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から改正施行する。
この規程は、平成18年 6月 1日から改正施行する。
この規程は、平成21年 8月 1日から改正施行する。
この規程は、平成22年 1月 6日より改正施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日より改正施行する。
この規程は、平成24年 2月 1日より改正施行する。
この規程は、平成26年 3月 1日より改正施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日より改正施行する。
この規程は、平成27年11月 1日より改正施行する。
この規定は、平成29年10月 1日より改正施行する。
この規定は、令和 4年 4月 1日より改正施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日より改正施行する。
この規定は、令和 6年 5月 1日より改正施行する。

別 表 1

サービスの利用料及びその他の費用 (1/2)

介護老人保健施設 葵の園・柏

(単位：円)

	介護保険施設サービス	短期入所療養介護	通所 リハビリテーション
食費	1. 利用者負担第4段階 1,842 2. 同上 第3段階② 1,360 同上 第3段階① 650 3. 同上 第2段階 390 4. 同上 第1段階 300	左に同じ	750
居住費	多床室 1. 利用者負担第4段階 589 2. 同上 第3段階 370 3. 同上 第2段階 370 4. 同上 第1段階 0	滞在費 左に同じ	-
利用者の選定する特別な食事 (1)	実費	左に同じ	左に同じ
日用品費 (2)	220	左に同じ	110
教養娯楽費 (3)	110	左に同じ	左に同じ
文書作成料 (4)	実費	左に同じ	左に同じ
おむつ代 (税込)	-	-	実費
理美容代 (5)	実費	左に同じ	-
電気代 (税込)	110	左に同じ	-
イヤホン代	440/個	左に同じ	-
健康管理費 (6)	実費	左に同じ	-
行事費等	実費	左に同じ	左に同じ
日常生活上特別に必要となるもの (7)	実費	左に同じ	-

※教養娯楽費は、個別のレクリエーション、催し物を行うに際しての費用をいう。

※(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)は利用者の希望に応じて、サービスを提供し、その同意のもと精算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別 表 1

サービスの利用料及びその他の費用 (2/2)

介護老人保健施設 葵の園・柏

(単位：円)

	介護予防 短期入所療養介護	介護予防 通所リハビリテーション	備考
食費	1. 利用者負担第4段階 1,842 2. 同上 第3段階② 1,360 3. 同上 第3段階① 650 4. 同上 第2段階 390 5. 同上 第1段階 300	750	
居住費	多床室 1. 利用者負担第4段階 589 2. 同上 第3段階 370 4. 同上 第2段階 370 5. 同上 第1段階 0	-	
利用者の選定する 特別な食事 (1)	実費	左に同じ	
日用品費 (2)	220	110	
教養娯楽費 (3)	110	110	
文書作成料 (4)	実費	左に同じ	
おむつ代 (税込)	-	実費	
理美容代 (5)	実費	-	
電気代 (税込)	110	-	
イヤホン代	440/個	-	
健康管理費 (6)	実費	-	
行事費等	実費	左に同じ	
日常生活上特別に 必要となるもの (7)	実費	-	

※教養娯楽費は、個別のレクリエーション、催し物を行うに際しての費用をいう。

※(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)は利用者の希望に応じて、サービスを提供し、その同意のもと精算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

